令和8年度福島県立高等学校入学者選抜 福島県立福島北高等学校 外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立福島北高等学校

〒960-0201 福島市飯坂町字後畑1番地

TEL (024) 542-4291

FAX (024) 542-9930

1 アドミッション・ポリシー

福島北高等学校では、次のような生徒を求めています。

- ① 学習に意欲的に取り組み、大学・短期大学・看護医療系分野への進学や公務員受験を目指す 生徒
- ② 芸術系教科(音楽・美術・書道)のいずれかに興味・関心が高く、その知識や技能をさらに 深めたい生徒や芸術分野への進学を目指す生徒
- ③ 保育・食物・福祉分野のいずれかに興味・関心が高く、その方面へ進学や就職を目指す生徒
- ④ 商業科目に興味・関心が高く、商業・情報系の資格取得に挑戦し、進学や就職を目指す生徒
- ⑤ 文化・スポーツ活動に積極的に取り組んでおり、入学後も意欲的に活動をする生徒

2 実施学科及び募集定員

全日制の課程 総合学科 若干名 とする。

3 通 学 区 域

本校の通学区域は、県下一円とする。

4 出 願 資 格

外国人生徒等に係る特別枠選抜により本校に出願することができる者は、次の(1)(2)のいずれかに該当し、加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程 (以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見 込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 次の条件を満たす者
 - ① 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在 日期間が6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から令和8年2月 1日現在で6年が経過していない場合をいう。

② 海外帰国生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定である者で、海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和8年2月1日現在、帰国後6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

5 外国人生徒等特別枠選抜出願資格申請

外国人生徒等に係る特別枠選抜への出願を希望する者は、申請期間内に持参又は送付により申請 に必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで 及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

- (1) 申請方法
 - ① 中学校卒業者及び卒業見込の者中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。提出の際は、110円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を併せて提出する。
 - ア 外国人生徒等特別枠選抜出願資格申請書(様式20号)
 - イ 外国人生徒……「入国後の在日期間が6年以内」であることを証明する書類 海外帰国生徒……「帰国後6年以内」であることを証明する書類
 - ウ その他、本校校長が指示する書類 (保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類、学 校教育における9年の課程の修了を証明する書類等)
 - ② 上記①以外の者上記①に準じ、志願者が直接、申請を行う。
- (2) 審査結果の通知

本校校長は、申請書等の内容を審査し、中学校長に連絡の上、送付の記録が残る簡易書留等により、「出願資格審査結果通知書」(様式10号)を中学校長を経由して、志願者に通知する。なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

- (3) 出願資格を有することを承認された志願者は、WEB出願システムに志願者基本情報登録を 行う。
- (4) やむを得ない事情により、申請期間内に出願資格申請をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間に限り、出願資格申請を受け付ける。

6 WEB出願システムの利用

(1) 出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム(以下「WEB出願システム」 という。)を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

- (2) 志願者は、WEB出願システムに、氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報の登録(以下「志願者基本情報登録」という。)を完了させた後に、出願手続を行う。
- (3) 志願者は、出願に当たって、本校及び学科等の情報(以下、志願者基本情報と併せて「志願情報」という。)をWEB出願システムに登録する。

なお、県立高等学校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。様式1号) ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、

調査書の提出を免除することがある。

また、調査書の記載が困難な場合は、外国における日本語または英語による最終学校の履修証明書、学習成績証明書で代替することができる。

- ② その他本校校長が必要とする書類
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 健康診断書(令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの)(様式3号) ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育 施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することがある。
 - ② 履修証明書、学習成績証明書 ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。 なお、これらの書類は、日本語又は英語によるものとする。
 - ③ その他本校校長が必要とする書類

8 出 願 手 続

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - 志願者の在籍(出身)中学校長(以下「中学校長」という。)を通して、本校校長に出願する。
 - ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学 検定料(2,200円)を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

③ 中学校長は、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票(様式5号)を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については、次の「9 調査書提出」(4ページ)に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時かられ令和8年2月6日(金)正午まで

- (2) 上記(1)以外の者
 - 上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。
- (3) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。
 - ① 志願情報に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参又は送付による書類の提出方法について

(本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。)

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。 ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、 祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立福島北高等学校長

住所 〒960-0201

福島市飯坂町字後畑1番地

9 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票(様式5号)を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

10 受験票の交付

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

11 出願取消

外国人生徒等に係る特別枠選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、出願取消の手続を行う。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 出願を取り消す志願者は、中学校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、中学校長に出願取消を申請する。
 - ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、 承認する。

なお、<u>志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校</u> 長に連絡をした後に、手続を始めること。

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、本校校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を 行う。

- (3) 本校校長は、WEB出願システムにより出願取消の情報を確認する。
- (4) 外国人生徒等に係る特別枠選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。 また、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

12 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、 出願に際して本校校長に自己申告書(様式7号)を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は送付の記録が残る簡易書留等とする。また、提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

なお、持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(様式8号)を交付する。

13 選抜方法・選抜資料

本校校長は、中学校長等から提出された調査書の審査結果、作文の結果及び面接の結果、さらに 基礎学力検査の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定 して選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

- (1) 調査書 「各教科の学習の記録」は 195 点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特 技等の記録」は 55 点満点として、合計 250 点満点とする。
- (2) 作文 日本語による作文を実施する。 あるテーマについて、600 字以内で自分の思いや感想等を述べる。 段階評価とする。
- (3) 面接 日本語による個人面接を実施する。段階評価とする。
- (4) 基礎学力検査 日本語による基礎学力検査(国語、数学、英語) を実施する。 点数化し、各教科の満点を 50 点とする。

14 作文・面接・基礎学力検査の日時及び会場等

(1) 日 時 令和8年3月4日(水)

受付時間:午前8時10分~午前8時30分

基礎学力検査等:午前9時~(次の日程のとおり)

8:	8:10 8:30		9:00 9:		50 10:10 1		11:00 11:20 12:		10 13:10)	14:00		14:20~	
	受付	点 呼	玉	語 6	大 数	学	休	外国語	昼	食	作	文	休	面	接
		諸注意						(英語)							
_	(20 分)) (30 分)	(50 %	}) (20	分)(5)分)	(20.5)	分)(50 分)	(60 /	分)	(50 /	子) ((20 分)	

- (2) 会 場 福島県立福島北高等学校
- (3) 持ち物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、 定規(ただし、折りたたみ式の定規などの分度器機能を有する定規は使用できない。)、 腕時計
 - ※ 下敷、三角定規のうち各辺の長さの比率が刻字されているもの、分度器(分度器機能を有する定規を含む)、文字盤に月や星座などの英語表示がある時計、英語のこと わざが書いてある文具は使用できない。
 - ※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末(スマートウォッチ)、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

15 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施する。

- (1) 追検査等の対象となる志願者
 - ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、

やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が 協議し判断する。

- ※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。
- (2) 追検査等受験の手続き
 - ① 中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

② 追検査等の受験を希望するものは追検査等受験願(様式11号)を令和8年3月6日(金)午後4時までに中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式12号)を交付する。
- (3) 日 時 令和8年3月10日(火)

受付時間:午前8時10分~午前8時30分

基礎学力検査等:午前9時~(次の日程のとおり)

8:10 8:30 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55~

	点 呼														
受付		玉	語	休	数	学	休	外国語	昼	食	作	文	休	面	接
	諸注意							(英語)							

 $(20 \, \%)$ $(30 \, \%)$ $(50 \, \%)$ $(15 \, \%)$ $(50 \, \%)$ $(50 \, \%)$ $(50 \, \%)$ $(50 \, \%)$

※選抜の一部を受験する場合の日程は、中学校長を通して志願者に連絡する。

- (4) 会 場 福島県立福島北高等学校
- (5) その他 持ち物については、「14 作文、面接、基礎学力検査の日時及び会場等(3)」(5 ページ)のとおりとする。

16 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果(合格・不合格・出願取消)の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

|令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 選抜結果発表期間の初日は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への 配慮として、合格者一覧を本校西昇降口前に掲示する。ただし、掲示時間は、3月16日(月) の午後3時までとする。
- (3) 合格者に対して合格通知書(様式 13 号)及び入学関係書類を本校西昇降口で交付するので、 受験票を持参し、来校すること。ただし、交付時間は、3月16日(月)午後1時から午後3時 までとする。
- (4) 本校校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

17 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い 選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。 なお、インフルエンザ等学校感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」(様式14号)を令和8年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。

② 追検査等の対象とならない志願者 受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 外国人生徒等に係る特別枠選抜で不合格となった者についての取扱い 外国人生徒等に係る特別枠選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和 8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

(3) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式16号)を中学校長を通して本校校長 に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。 なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

(4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

提出する書類は次のとおりとする。

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」(様式17号)を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(様式18号)と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 上記①以外の者 原則として年内に、本校に問い合わせること。

- (5) その他
 - ① 「入学検定料の免除」等については、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施 要綱」に定めるところによる。
 - ② 引率者・保護者控室は設置しない。
- (6) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校外国人生徒等 に係る特別枠選抜実施要綱」及び「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を 確認の上、本校に問い合わせること。